

○農林水産省告示第千八百三十二号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程（昭和二十五年七月八日農林省告示第百六号）の一部を次のように改正し、平成二十五年一月二十五日から施行する。

平成二十四年七月二十五日

農林水産大臣 郡司 彰

別表第二の一の項の検疫有害動植物の欄中、「プラムポックスウイルス」を「ウメ輪紋ウイルス」に改め、ジャワマルカイガラムシ」を削り、同表の五の項の検疫有害動植物の欄中、「タマネギバエ」を削り、同表の六の項の検疫有害動植物の欄中、「ジャワマルカイガラムシ」を削り、同表の十の項の検疫有害動植物の欄中、「タマネギバエ」を削り、同表の十三の項の検疫有害動植物の欄及び十四の項の検疫有害動植物の欄中、「ワタミヒゲナガソウムシ」を削る。